

# 平成24年度 施政方針

平成24年3月13日、平成24年南三陸町定例議会において、町長が表明した施政方針についてお知らせします。



平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震、その後発生した大津波は、多くの町民の尊い命を奪い去り、先人達が築き上げてきた街並み、思い出、歴史、暮らし、なりわいなどを壊滅させ、本町にとつて忘れ得ぬ大惨事となりました。犠牲になられた方々に衷心より哀悼の誠を捧げますとともに、未だに行方不明になられている方々が一刻も早くご家族のもとに戻られることをお祈り申し上げます。

被災当初は、多くのがれきに埋もれていた街並みも自衛隊を始めとする関係機関や町内外の多くの皆様方のご尽力により、一次的な整理は大幅に進んだように見取れますが、依然として忌々(いまいまし)しい震災の爪痕が未だに散見される状況は否めないのも事実であります。

この間、国にあっては、昨年11月に復興事業の財源が盛り込まれた平成23年度第3次補正予算を成立させるとともに、復興特別区域法や復興庁設置法等の関連法案も順次成立させ、また、先月には一刻も早い復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、内閣に「復興庁」を設置いたしました。被災地

支援の窓口の一元化を図り、国の復興に係る各種施策の企画調整、省庁間の垣根を越えた体制づくりなどを強力に推進し、復興に向けたそのスピードは加速的なものになると大きな期待を寄せているところでもあります。

また、宮城県にあっては、昨年10月に「宮城県震災復興計画」を策定し、県としての復興の方向性が示されており、復興の方向性が示されています。復興を成し遂げるためには、従来とは異なる新たな制度設計や手法を取り入れることが不可欠であるとの考えに基づき、その内容は、国に対する提案型として策定されており、計画を推進して行くこととしております。

平成17年の合併以来、町発展の礎を築くべく、新町建設計画、総合計画、集中改革プラン等の具現化を通して「自然・ひと・なりわい」が紡ぐ安らぎとにぎわいのあるまちの構築を図ってまいりましたが、冒頭にもふれたとおり、東日本大震災によりこれまでの町の基盤の多くを喪失しております。こうした極めて厳しい状況下での最優先課題は、

と町民が歩み寄り一致点を見いだすために、粘り強く政策の理解を求めてまいりたいと思っております。

それでは、平成24年度町政運営主要施策の概要について、昨年12月に決定いたしました「南三陸町震災復興計画」に基づき、順次申し上げます。

平成24年度は復旧期の中心的年度であり、本格的に復興事業に着手する「復興元年」と位置づけ、震災復興計画で掲げた「緊急に対応すべき重点事項」の着実な実施を図りながら、「住まいの高所移転」等、町民の関心が高い事業を中心に復興諸施策を目に見える形に具現化していくこととしております。

## 安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

被災者をはじめ多くの町民が、不安定な生活を余儀なくされており、一日でも早い生活再建が必要であります。家族や住まいを失った喪失感はその簡単に癒(いや)せるものではありません。さら

に、生活環境の変化は、心身に相当のストレスを与えており心のケアと自立生活に向けた支援が必要不可欠であることから、本年度においても生活支援員の配置や応急仮設住宅で安心して生活できるように被災者生活支援センター整備運営事業等を継続して実施し、地域支えあい体制づくりを進めてまいります。

次に、ライフラインと河川堤防・護岸の仮復旧への取り組みであります。地盤沈下による沿岸部の浸水や塩害被害をくい止めるため、関係機関と連携して河川堤防と護岸の復旧事業を進めるほか、被災町道の復旧、町土地利用計画との調整を図りながら上水道施設の布設に取り組んでまいります。

消防・防災機能の早期回復につきましては、町民生活の安全・安心を担保する社会基盤である防災機能の回復と強化を図るとともに、平成23年度に同報系システムの復旧を行った防災行政無線について、移動系システムの回復を行い、併せて行政情報の提供体制の

充実を図るためICT情報発信事業も導入してまいります。病院運営につきましては、これまで狭隘(きょうあい)な環境で大変ご不便をおかけいたしましたおりました公立南三陸診療所につきまして、仮診療所が間もなく完成いたします。診療体制・設備等の充実を図りながら4月より診療をスタートさせてまいります。なお、病院運営は当分の間は二施設での運営を余儀なくされることから、経営の健全化を常に意識して取り組んでまいります。と考えております。

## 生命と財産を守る防災と減災のまちづくり

次に命を守る土地利用への復興についてであります。復興における土地利用の基本的考え方である「なりわいの場所は様々であっても住まいは高台へ」のもと、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用した住まいの高所移転が現実味を帯び、また、それに伴う住環境整備や公共施設整備、災害公営住宅の整備も並行して進めることが必要不可欠となっております。

特に平成24年度は、東日本大震災の経験と教訓を記録し後世に伝えるとともに、大津波の教訓を踏まえた地域防災計画の見直しに取り組み、地域コミュニティをも見据えた自主防災組織の再構築への支援、小型動力ポンプ積載車の配備や消防施設等の高機能化に取り組むほか、防災教育